

毎週火、金曜日発行（但休日相当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良区定款変更認可
土地改良事業計画の縦覧
保険医療機関の指定
保険医等の登録
肥料の登録
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集

告示

鳥取県告示第三百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、江津土地改良区の定款変更について 昭和三十三年七月二十六日認可した。

昭和三十三年八月二日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第三百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、米金井手土地改良区の定款変更について、昭和三十三年七月二十六日認可した。

昭和三十三年八月二日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第三百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、江津土地改良区から新たに行おうとする土地改良事業計画について認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行つた結果当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十三年八月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間
昭和三十二年八月三日から同年八月二十二日まで

三 縦覧の場所
鳥取市役所

四 異議の申立
利害関係人において、公告にかかる決定について異議

があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百八十四号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三
第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定した。

昭和三十二年八月二日
鳥取県知事 遠 藤 茂

名 称	保 險 医 療 機 関	指 定 年 月 日
国立鳥取療養所	鳥取市三津八七六	昭和三十一年七月一日
〃 三朝	東伯郡三朝町山田六九〇	〃
〃 米子	米子市皆生	〃
国立療養所鳥取病院	岩美美国府町奥谷	〃
岡山大学医学部附属病院三朝分院	東伯郡三朝町	〃
鳥取保健所	鳥取市二階町四丁目	〃

米子	米子市角盤町二丁目	〃
浜村	気高郡気高町八幡	〃
倉吉	倉吉市広瀬町	〃
郡家	八頭郡郡家町	〃
根雨	日野郡根雨町	〃
鳥取県立中央病院	鳥取市吉方二六五	〃
市立鳥取市民病院	古市一	〃
鳥取市国民健康保険直営神戸診療所	中砂見	〃
〃	松上	〃
〃	大桶五〇七の一	〃
〃	布勢二八九の一	〃
〃	伏野	〃
国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町	〃
国民健康保険直営智頭病院山形診療所	郷原一五二の三	〃
〃	船岡診療所	〃
郡家町	久能寺診療所	〃
八頭村	安部診療所	〃
若桜町国民健康保険直営診療所	若桜町岩屋堂	〃

伊東 達郎	倉吉市明治町	鳥薬 三
石橋 丸応	東伯郡三朝町	四
中村 徳蔵	鳥取市三階町四丁目	鳥医三一
原 満律子	本町二丁目	三二
伊東 祐明	馬場町	三三
浜西 ちま	行徳	三四
尾島 徳子	上町	鳥医二
樋口 田鶴	米子市角盤町二丁目	鳥医三五
安田 千秋	朝日町	鳥医三
永瀬 方子	上安曇	鳥医三六
田後 操子	蚊尾	三七
妻谷 美知子	安来市大市場	三八
福井 正男	米子市角盤町二丁目	四〇
石川 シガ	鳥取市行徳一区	四一
倉恒 清一	倉吉市湊町	四二
田中哲之助	八頭郡那家町	四三
渋谷 泰彦	〃	四四
鈴木 慶吾	米子市錦町	四五

富田 光丘	安来市安来	四六
山本とし子	米子市灘町三丁目	四七
嘉戸 辰良	松江市古志原	四八
山形 雅俊	鳥取市東町四区	四九
山田 健吉	下魚町	五〇
内田耕太郎	東町	五一
近藤 成美	下横町	五二
光井 克郎	川端一丁目	鳥医四
劉 昭太郎	吉方三区	鳥医五三
若林 陽夫	吉方	五四
矢野 敏郎	栗谷町	五五
高田 稔	東町	五六
高島 浩	栗谷町	五七
吉山他喜雄	東町	五八
嶋田三千秋	〃	五九
石河 員利	上町	六〇
佐々木 盛	湯所町	六一
加藤 嘉子	〃	鳥薬 五

宮城寿美子	行徳	六
林 友子	吉方町	七
赤松 富邦	本町三丁目	八
吉村 憲夫	南行徳	九
吉村象太郎	上魚町	鳥医五
金森 伸夫	吉方三区	六
早川 慶子	東町	鳥医六二
安田 稔	片原町	六三
前田 隆守	西町	六四
酒井 保	〃	六五
大塩 合二	〃	六六
中本とおの	馬場町	六七
小松 邦美	上町	六八
田村 節治	栗谷	六九
塚田 節治	吉方町	七〇
上村 治	馬場町	七一
鳥飼 明	〃	七二
北村 常也	上町	七三

西川 清一	庖丁八町	七四
松原 佐守	大榎町	七五
中野 義尚	栗谷町	七六
田村 政徳	西町	鳥薬一〇
中森 判	湯所町	一一
村中 運平	吉方町	一二
筒井秀次郎	藪片原町	一三
浜 聰	古市	鳥医七七
小山 文平	〃	七八
渡辺 了	〃	七九
松下 正義	〃	八〇
中川 俊美	〃	八一
岡田 由夫	〃	八二
道中 智勝	〃	八三
田中 仙二	〃	八四
福島 武彦	〃	八五
鳥越 漸	〃	八六
道原 弘	〃	八七

〃五月一日
〃七月一日

野村 典康	野村 典康	渡部 良造	気高郡気高町	一〇五	
野崎 在文	野崎 在文	大崎 幸男	鳥取郡三朝町	一〇六	
葉狩 忠孝	中砂見	中野 治	東伯郡三朝町	一〇七	
西本 徹郎	松上	横田 大助	鳥取郡大朝町	一〇七	
杉山 高広	大樋	前場慶次郎	大栄町	一〇八	
林 佐門	布勢	東上 昭	羽合町	一〇九	
山本 博美	伏野	多胡 金三	倉吉市堀町一丁目	一一〇	
尾西 賢治	八頭郡智頭町	豊田 昭	倉吉市堀町一丁目	一一一	
山本 弘		小倉 淳	山根	一一二	五月一日
平野 仁文		瀬川 昭夫	米子市勝田町	一一三	六月十五日
本田 恭治		伊王野 春	東伯郡泊村	一一四	五月一日
松本 安博		足立 丕	境港市明治町	鳥取 八	
萩野 邦雄		福島 進	倉吉市明治町	九	
安田 学	船岡町	栢原 国男	米子市皆生	一〇	
尾崎 典男	郡家町	古賀 定	天神町一丁目	一一	
山田 知栄	八頭村	湖山 弘行	鳥取市湖山町	一二	
中尾 成己	若核町	湖山 淳	気高郡気高町	一三	
谷尾 誠	船岡町	熊野 道夫	鳥取市元大工町	一五	

鳥取県告示第二百八十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。

昭和三十三年八月二日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	住 所	生 産 者 名
鳥取県第二五九号	泊大根複合肥料	アンモニウム性窒素九・〇 可溶性りん酸六・〇 内水溶性りん酸五・〇 水溶性加里	東伯郡泊村字園 五九一の一	泊村農業協同組合 組合長理事 長久翁

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十二号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年八月二日

鳥取県教育委員長 米原 穰

一日時 昭和三十三年八月七日 午前十一時

一 場所 教育委員会 会議室

一 議題 1 高等学校整備計画について

2 昭和三十三年度使用教科書の採択につ

3 その他